

大臣告示 国の総合確保方針（地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針）

↓
道の基本方針（北海道における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針）

[医療計画]

[介護保険計画]

基本方針に基づき一体的に策定

大臣告示

医療提供体制の確保に関する基本方針

大臣告示

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）

局長通知

医療計画作成指針

道が策定

高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画作成指針（案）

課長通知

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

北海道医療計画

整合性
＝

市町村介護保険事業計画

整合性
＝
積み上げ

北海道介護保険事業支援計画

北海道における「協議の場」に関する対応について

国の「総合確保方針」（地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針）

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要。

「道の基本方針」の策定

【目的】

国の「総合確保方針」に対する道の考え方について整理し、医療及び介護保険計画を策定する際の「道の基本方針」の位置付けとする。

【基本方針の策定】

道庁関係課による協議の上、「道の基本方針」を策定し、道計画（医療・介護保険）策定委員会に報告するとともに、振興局を通じて市町村あて通知。

【策定期期】

令和5年5月

地域での協議（21圏域）

【目的】

道の医療計画及び介護保険計画と、市町村介護保険計画の整合性を確保するため、21圏域単位で関係者との協議を行う。

【協議の場】

◆地域の関係者との協議

（医療に関する協議）

「保健医療福祉圏域連携推進会議」（保健所所管）において、計画全般の協議等を行う。
（R5.9月、R6.1月予定）

◆市町村との協議

（介護に関する協議）

「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」（社会福祉課所管）において、（介護サービスの）整備目標医療計画（在宅医療）と介護保険計画等の整合を図る。
（R5.9月、R6.1月予定）

道全体での協議

【目的】

各計画作成に至るまで、医療及び介護保険計画策定に係る有識者会議において適宜情報提供、意見交換等を行う。

【協議の場】

◆医療計画

総医協地域医療専門委員会

◆介護保険事業支援計画

高齢者保健福祉施策検討協議会

【開催（予定）時期】

令和5年8月
・計画骨子案等
令和5年10・11月
・計画素案
令和6年2月頃
・計画案

一体的な作成を目指す

北海道医療計画

（調和）

5疾病・6事業等に係る各種計画

↑
整合性
↓

北海道介護保険事業支援計画

（連動）

市町村介護保険事業計画